

**平成26年度第8回府中市障害者計画推進協議会
会議録**

■ 日 時：平成26年12月24日（水） 午後2時～3時

■ 場 所：府中市役所北庁舎3階第3会議室

■ 出席者：（敬称略）

<委 員>

高倉義憲、下條輝雄、山本博美、野村忠良、鈴木卓郎、真鍋美一、石見龍也、
播磨あかね、諸隈一成、荒畑正子、河井文、中山圭三

<事務局>

福祉保健部：川田部長、遠藤次長兼地域福祉推進課長

障害者福祉課：松下課長、相馬課長補佐兼生活係長、大島給付係長、

金崎援護担当主査、長岡精神保健担当主査、布目、北川

地域福祉推進課：宮崎課長補佐兼福祉計画担当副主幹

生活構造研究所：柏木

■ 傍聴者：0人

■ 議 事：1 前回会議録について

2 障害者計画・障害福祉計画（第4期）（案）について

3 その他

■ 資 料：資料1 平成26年度第7回府中市障害者計画推進協議会会議録（案）

資料2 障害者計画・障害福祉計画（第4期）（案）

資料2-2 障害者計画・障害福祉計画（第4期）資料編（案）

参考資料 意見の概要及び意見に対する市の考え方

参考資料2 障害者計画・障害福祉計画（第4期）（案）の主な修正箇所一覧

開 会

■事務局

本日は、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。ただ今より、平成26年度第8回府中市障害者計画推進協議会を開会いたします。

(※ 資料の確認)

続いて、本日の会議ご欠席の委員についてご連絡いたします。

本日は、杉本委員、古寺委員、山口委員、鈴木政博委員、桑田委員、藤巻委員からご欠席とのご連絡を受けております。

本日の会議は今年度最後の会議でございます。内容としましては、障害者計画・障害福祉計画（第4期）に関するパブリック・コメント手続き結果のご確認と、計画案のご承認を主な議事としております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、ここから会長に進行をお願いいたします。

■会 長

寒い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本年度最後の会議になりますので、しっかりと議論を尽くして、成果のある会議にしたいと思います。

それでは、議事に入る前に、会議の公開ということで、傍聴希望者がいらっしゃる場合は入室をしていただくところですが、本日は傍聴希望者がいらっしゃらないということですので、さっそく議事に入っていきますと思います。

1 前回会議録について

■会 長

議事の1番目、前回会議録について事務局からご説明をお願いいたします。

■事務局

(※ 資料1について説明)

■会 長

会議録については事前に送付されていますのでお目通しをいただいたと思いますが、何かご質問・ご意見がございましたらお願いします。

■委員

5ページ中段の私の発言について、下から2行目の「この数字の当て方は」の「当て方」は、この表記だと意味が通らないので「あて方」と修正してください。

■会長

他にご発言ないようなので、よろしいでしょうか。

事務局は、所定の手続きに従って議事録の公開手続きをお願いいたします。

2 障害者計画・障害福祉計画（第4期）（案）について

■会長

議事の2番目、「障害者計画・障害福祉計画（第4期）（案）について」に入ります。合わせて先月から実施していたパブリック・コメントの集約もできたかと思しますので、事務局から説明をお願いします。

■事務局

（※ 参考資料について説明）

■会長

参考資料にパブリック・コメントに対する市の考え方が記載されています。改めてお読みいただければと思います。

何かパブリック・コメントに対する市の考え方について、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

■委員

計画がほぼできあがっているので、修正は難しいかと思いますが、「通学時等の支援の検討【新規】」というところで、市の見解として「ひとり親家庭で親が就労している場合や、介助者が障害や病気により付添いできない場合については、例外的に認めています。」とありますが、現状では障害児を持っている親といえども、両親ともに働いている場合も数多くあります。子どもの就学機会を保障するという観点から見れば、どのような状況にあっても、きちんと子どもが通学できるように通学手段を確保することが求められるべきだと思います。例外的に認めるのではなく、原則子どもがきちんと通えるように何らかの方策をするといった方向性で考えていただきたいと思います。

■事務局

両親ともに働いている場合など様々なパターンであっても、皆さんが通学できるようにしなければならないということは、市としても十分認識しているところです。今回お示した市の考え方は、移動支援の対象範囲ということです。移動支援の事業としては、あくまでも支援の目的が社会通念上必要な外出、余暇活動の支援となっていますので、現時点ではひとり親家庭で親が就労している場合など、かなり限定的な中で認めている状況ではあります。しかしながら、ご指摘の通り、義務教育ですから、どんな方でもしっかりと学校に通えるようにしていかなければならないということは、市としても考えています。市の考え方の後段にも書かせていただきましたが、教育部門としっかりと検討して、どんなご家庭であっても義務教育に差し支えないように支援をしていかなければならないと考えています。

■委員

パブリック・コメントに市民の方からの声が21人ということですが、前回はどの程度だったのでしょうか。また、パブリック・コメントに多くの方から意見を寄せていただくために、市としての工夫は何かしたのでしょうか。

■事務局

6年前に障害者計画を策定しましたので、その時の状況をお話し申し上げます。前回は8人、27件です。内訳は地域福祉に関するものが10件、高齢者福祉に関するものが7件、障害者福祉に関するものが10件でした。今回の方が件数としては増えているという状況です。

また、市としての工夫ですが、ホームページ等で公表するということと、11月1日の広報によりパブリック・コメントの実施について、市民の方に周知をさせていただきました。その他に公民館、文化センター、市政情報センター、図書館など、市民の方の目につきやすいところに冊子の現物を置き、ご覧いただけるような環境を整えたところです。今後も引き続き、市民の方に意見をいただけるように工夫していきたいと考えています。

■会長

6年前と比べて新しく加わったことはあったのですか。

■事務局

ホームページに音声機能をつけたので、見やすくなったところはあると思います。

■会長

その他にいかがでしょうか。

よろしければ、次のテーマに移ります。本日新たに配布された資料もありますので、事務局から順にご説明いただければと思います。資料2の計画（案）についてお願いします。

■事務局

(※ 資料2及び参考資料2について説明)

■会 長

資料2の計画案について、修正点のご説明がありました。それが参考資料2に記載されています。資料2と参考資料2について、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

■委 員

42ページの提供体制の充実で、今回新たに数値が入りました。ひと月の訪問系サービスの利用時間数は、現状値が37,554時間で、平成32年度の目標値が46,500時間ということになっています。府中市では重度訪問介護を24時間保障していると思いますが、重度の方が一人増えると、月600時間増えると理解しています。今後も府中市として重度の方が希望された時は、24時間を保障する方針であるのかどうかを伺いたいと思います。

■事務局

一人ひとりの現状を把握させていただいて、対応しているところです。今後も引き続き認めていくということではなくて、あくまでも対象の方に合った支援という形で考えています。わかりづらい回答で申し訳ございませんが、利用者の方の状況に応じた一件一件の対応という形で行なっていきたいと考えています。

■会 長

今のところ、そのお答えが精一杯ということだと思いますが、よろしいでしょうか。

■委 員

はい。

■会 長

ご要望がありましたので、市として検討をお願いいたします。

補足ですが、修正理由のところに「議会」とありますが、これは「市議会」を指すということとです。そのあたりも勘案していただければと思います。

■委 員

文言の修正なのか、そのままにしてよいのかわかりませんが、計画案に「新規」という言葉が出てきます。例えば、48ページの「移動・移送サービスの充実【新規】」では、「充実」

なのに「新規」ということで疑問に感じます。55ページの「地域生活支援拠点の整備【新規】」、58ページの「児童発達支援センターの設置【新規】」について、これは「整備」や「設置」なので「新規」ということがわかります。このあたりの文言の整理、統一はどのように考えればよいのでしょうか。

■事務局

既に実施している事業もあるのですが、計画書に記載するのは初めてであるということを表しています。これまで実施していない地域生活支援拠点の整備、児童発達支援センターの設置は、本来の新規の意味となります。

■委員

新規でも二通り意味があると考えればよいのでしょうか。

■事務局

現計画に記載のない事業については新規ということで整理させていただきたいと思います。

■会長

その他いかがでしょうか。

後でもけっこうですので、議事2の3つ目のテーマに移らさせていただきます。資料2-2について、事務局からご説明をお願いします。

■事務局

(※ 資料2-2について説明)

■会長

本日配布された資料ですので、時間を取りたいと思います。資料編なので、それほど問題はないかと思いますが、お目通しをいただきまして、ご意見・ご質問をいただければと思います。

■会長

地域別の記載について、難病の方の人数は載らないのでしょうか。

■事務局

東京都疾病、国疾病で合わせて約2,000人だと思いますが、来年1月から国疾病の対象疾病数が110になり、8月には300になるという状況ですので、市でも正確な数はわかっていません。現状は65歳未満の手当受給者で人数を把握していますが、地区に分けての集計はできていない状況です。

■会長

わかりました。確かに流動的です。

■委員

精神障害者数が出ていますが、これは手帳所持者数でしょうか。

■事務局

ご指摘の通り、手帳所持者数でございます。自立支援の通院者数の方が圧倒的に多いのですが、地区ごとに集計はできていない状況です。

■委員

実際にはもっと多いと思いますが、いつもこの数字だと思います。サービスにおいては参考の数字にしかならないということだと思います。わかりました。

■委員

2点あります。1点目は2ページの地区の網掛けは何を示しているのでしょうか。

2点目は地域福祉権利擁護事業の文言です。2行目の「福祉サービスの医療や金銭管理の援助を行う。」とありますが、ここでいう「医療」とは何でしょうか。この事業は社会福祉協議会で実施しており、私も以前関わったことがあるのですが、「医療」ということにピンと来なかったものですから、どこからか抜粋されたかもしれませんが、前後の説明があった方が市民の方にはわかりやすいと思います。

■事務局

1点目の網掛けですが、高齢者福祉分野の地域包括支援センターの圏域を表しています。市内を6地区に分けていますが、高齢者福祉分野では地域包括支援センターという相談機関があり、そのエリアが別々にあります。これは各圏域を2つに割るようなイメージで作っているのですが、若干エリアをまたいでいる部分があります。西府や清水が丘のように、きれいに2つに分割されていないところですが、それをわかりやすくするという趣旨で網掛けにしています。注がなかったため、わかりにくい点があったかと思いますが、その点については修正させていただきます。

2点目の地域福祉権利擁護事業については誤植です。「医療」ではなく「利用」です。申し訳ございません。

■委員

23ページの「地域福祉権利擁護事業」について、母体は社会福祉協議会なのでしょうか。「成年後見制度」は社会福祉協議会だと思います。同じでしょうか。

■事務局

「地域福祉権利擁護事業」は、府中市ですと、社会福祉協議会で実施している事業です。「成年後見制度」と関連する事業なのですが、「地域福祉権利擁護事業」は「成年後見制度」に至る前段階で使われることが多い事業です。認知症高齢者や知的・精神障害者の方について、多少判断能力が残っているけれども通帳管理やサービスの契約が自分だけでは難しいという方に対して、例えば社会福祉協議会で、週1回お金の管理のお手伝いをするとか、契約時に立ち合い、契約の内容を本人に説明するというようなサービスを行います。あくまでも本人に判断能力が多少でも残っているということが前提の事業です。判断能力が残っていない場合は、「成年後見制度」で後見人をつけるという流れになります。

■委員

有料ですか。

■事務局

基本的に有料ですが、生活保護を受けている方に対しては、減免制度等があります。

■委員

今の説明を伺ってよくわかったのですが、そのあたりの説明を追加した方がよいと思います。恐らく計画の前半部分に事業名が出てきて、その説明だとは思いますが、法的根拠がどこにあるとか、これだけ見てもよくわかりません。「福祉サービスを利用したいがよく分からない」人は、障害のある人の場合は基本的に委託相談支援事業所に行くことになっています。例えば有料であるということなど、もう少し説明を追加した方がわかりやすいと思います。これだと相談支援事業所との区別がわからなくなってしまうと思います。

■会長

私から事務局へ提案です。用語集については、私も見させていただいて、これではわかりにくいと思うところがあります。他計画とも関連するので、非常にややこしくなるとは思いますが、事務局と私で引き取らせていただいて、すり合わせをさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(※ 了承)

よろしく願いいたします。用語集の他に資料2-2に関して何かありますでしょうか。

■委員

資料2の40ページの表では、「就労移行支援事業等からの一般就労移行者数」は、平成2

5年度の現状値は16人で、平成32年度の目標値は45人となっています。本当に平成25年度は16人移行したのでしょうか。また、平成32年度に45人になるということですが、確実な目標の数値なのでしょうか。就労に移行するということは大変なことです。

■事務局

現状値の16人については、精神障害の方の実績が多くなってきているということが考えられます。今後も一般就労が進み、数字が伸びていくと見込んでいます。しかし、就職をする数を増やせばいいというわけではなく、定着が課題になってきますので、今後も引き続き就労には力を入れていきたいと考えています。

■会長

来年度以降、計画の進行管理を行っていきます。その中で計画の目標値が高すぎた場合には修正していくことになると思います。そのような考え方でよろしいでしょうか。

■事務局

目標ではありますが、難しい場合もあるかもしれません。市としては立てた目標に向けて取り組んでいきますが、修正がやむを得ない場合もあるかもしれません。

■委員

資料2-2の地区ごとの社会資源について、障害のある人は日中活動系施設、障害児通所施設、特別支援学校、地域生活支援センター（委託相談支援事業所）が掲載してありますが、増やすということが計画にも盛り込まれていますので、指定特定相談支援事業所も掲載した方がよいのではないのでしょうか。また、高齢者の方ではグループホームが入っています。障害のある人のグループホームを明かすということに関して様々議論があるので、そこへの配慮で書かなかったとも思ったのですが、日中活動系施設のみを入れた理由があれば教えてください。

■事務局

指定特定相談支援事業所は掲載する方向で検討します。また、グループホームについては、大きく地区ごとに分けての記載になり問題はないと思いますし、あった方がよりわかりやすいと思いますので、こちらも検討させていただきます。日中活動系施設のみ掲載している理由は、ふれあい福祉等でも社会資源として掲載しているということと、現計画でも掲載しているため同じように掲載しているということです。

■会長

その他いかがでしょうか。出尽くしたでしょうか。

次の議事に移らせていただきます。

3 その他

■会 長

議事の3番目、その他についてご説明をお願いします。

■事務局

本日いただいたご意見等は、正副会長と調整させていただき、最終的な計画案として、来年1月8日(木)の福祉計画検討協議会に提出いたします。そちらで承認されましたら、その後市長報告や議会での承認等の手続きを経て、正式な計画として公表されることとなります。完成いたしました計画書につきましては、委員の皆様へ郵送させていただきますので、ご確認のほどよろしく願いいたします。

また、本日の会議の会議録につきましても、皆様にご確認いただいた後に公開の手続きをとりたいと存じます。会議録(案)ができましたら、郵送でご連絡させていただきますので、ご確認をお願いいたします。

来年度から3年の任期で同じく本協議会を設置し、皆様に策定していただいた障害者計画・障害福祉計画(第4期)の推進を図る予定でございます。新たな委員の選出にあたり、皆様にご連絡させていただくこともあるかと思っておりますので、重ねてのお願いとなりますが、その際にはどうぞよろしく願いいたします。

本日が任期最後の会議でございますので、府中市福祉保健部長よりご挨拶いたします。

■事務局

年末のお忙しい中、ご出席いただきまして、本当にありがとうございました。また、本日も熱心にご議論を賜りまして、ありがとうございます。今、お話しさせていただいた通り、本日を持ちまして協議は終了となります。本当にありがとうございました。

本協議会は平成24年8月に第1回を開催し、3年間で延べ16回にわたり協議を重ねていただきました。特に今年度につきましては、障害者計画・障害福祉計画(第4期)の策定という大きな目標に向かって、8回の会議を開催させていただいたところでございます。皆様のご協力のおかげで立派な計画案が完成いたしましたことに心から感謝を申し上げます。

さて、本計画でございますが、12月議会の一環として、11月19日に厚生委員会協議会

が開催され、その中で福祉分野の他の計画とともに、計画素案として議会に上程して、市民の代表の方々からも了承をされたところでございます。今後、パブリック・コメントを含めまして、確定版を作成していきたいと考えております。委員の皆様のご尽力、本当にありがとうございました。今後も福祉施策を実施していく上で、皆様方にはお力添えを賜ることもあるかと思えます。その節にはどうぞよろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。

■会 長

ありがとうございました。

委員の皆様から、最後にご意見等ございますか。

(※ 発言なし)

特になければ、本日の会議はこれで終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

以上